

2010年5月25日

在タイ日系企業 各位

タイ政府「集会・デモ被害支援センター」への支援申請について

既に報道されていますとおり、5月21日(金)、タイ政府は、今回の反政府集会・デモに関して損害を被った事業者救済を目的に「支援センター」を設置する旨発表しました。

在タイ日本大使館、盤谷日本人商工会議所及びJETROバンコクセンターが当該センターに問い合わせたところ、以下のとおりでした。

- ・支援申請の様式は、首相府ホームページ(タイ語)(www.opm.go.th)に掲載されています。但し、申請書は指定された窓口へ直接提出する必要があります。
- ・当該窓口は、5月24日(月)から5月31日(月)まで、バンコク都内7つの区役所(パトゥムワン区、クロントゥーイ区、バーンラック区、ワッタナー区、ラーチャテーウィー区、サートン区、ディンデン区)に設置されます。区役所の窓口の受付は8時半～16時半です。
- ・上記の区に本社が所在する企業は、それぞれの区役所に、上記以外の区に本社が所在する企業は、チェーンワッタナの合同庁舎コンベンションセンター(タイ語:อาคารศูนย์ราชการ)B棟(受付時間9時～17時)に提出することが必要です。
- ・被害補償受付の対象は火災・盗難等の直接的被害、売上減等の間接的被害、地域、企業規模などは問わないとされています。

※(注)現時点でタイ政府による事業者支援方針は不明な点も多く、どのような損害を補償対象とするか確定している訳ではありません。被害状況全体を把握した上で、補償対象を確定するものと考えられます。

- ・支援申請の様式はタイ語ですが、英語での記載も可とのこと。
- ・タイ人はID番号を記入をすることになっていますが、外国人の場合はパスポート番号で可とのこと。
- ・補償の支払いには、証拠となる書類(領収書等)が必要となります。
- ・連絡先は非常事態解決センター(CRES) TEL02-551-1515(タイ語のみ受付可能)。
- ・申請にあたっては、上記ホームページを参照し、不明な点は事前に上記非常事態解決センター(CRES)にお問い合わせください。

・JETROバンコクセンターでは、ホームページ上に支援申請様式の日本語仮訳を掲載していますので、ご参照ください。

<http://www.jetro.go.jp/indexj.html>

・また、申請にあたって不明な点等がありましたら、JETROバンコク緊急ビジネス支援窓口にて相談受付をしておりますので、ご連絡ください。

連絡先 5月25日(火)以降 02-253-6441内線155

盤谷日本人商工会議所等、他機関からも同様のお知らせが重複しているかも知れませんが、情報周知を図る主旨でJETROバンコクセンターからもご連絡いたしました。何とぞご了承下さい。

JETROバンコクセンター

5月25日(火)以降 緊急ビジネス支援窓口

16th Fl., Nantawan Bldg., 161 Rajadamri Road, Bangkok 10330 Thailand

TEL: +66-2-253-6441 (内線 155)

FAX: +66-2-253-2020